

平成 29 年第 1 回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

平成 29 年 2 月 20 日

閉会

湖北環境衛生組合議会

平成 29 年第 1 回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

平成 29 年 2 月 20 日（月曜日）午後 3 時 34 分開会

議事日程

平成 29 年 2 月 20 日（月曜日）午後 3 時 34 分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 監査委員の選挙
- 日程第 4 議案第 1 号
- 日程第 5 平成 29 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 監査委員の選挙
- 日程第 4 議案第 1 号
- 日程第 5 平成 29 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査

出席議員 15 名

1 番	新 田 茜 君	9 番	田 谷 文 子 君
2 番	大和田 寛 樹 君	10 番	来 栖 丈 治 君
3 番	石 橋 保 卓 君	12 番	鈴 木 俊 一 君
4 番	大 槻 勝 男 君	13 番	石 井 旭 君
5 番	関 口 忠 男 君	14 番	市 村 文 男 君
6 番	岡 野 孝 男 君	15 番	篠 塚 昌 毅 君
7 番	高 野 要 君	16 番	荒 井 武 君
8 番	小座野 定 信 君		

欠席議員 1 名

11 番 宮 嶋 謙 君

法 121 条により出席した者

管 理 者	今 泉 文 彦 君	副 管 理 者	松 隈 健 一 君
副 管 理 者	島 田 穰 一 君	会 計 管 理 者	加 藤 乃 利 明 君
副 管 理 者	坪 井 透 君	事 務 局 長	飯 田 修 久 君
副 管 理 者	中 川 清 君	所 長 兼 庶 務 課 長	三 橋 信 一 君

職務のため出席した者

主 任 古 渡 正 好 君 | 主 事 金 子 桂 子 君

平成 29 年 2 月 20 日（月曜日）

午後 3 時 34 分開会

○議長（岡野孝男君） ただいまの出席議員数は 15 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 29 年第 1 回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、11 月 10 日付で、小座野定信君が監査委員を辞職されましたのでご報告いたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	今 泉 君	副 管 理 者	松 隈 君
副 管 理 者	島 田 君	会 計 管 理 者	加 藤 君
副 管 理 者	坪 井 君	事 務 局 長	飯 田 君
副 管 理 者	中 川 君	所 長 兼 庶 務 課 長	三 橋 君

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第 1 会期の決定

○議長（岡野孝男君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

5番 関 口 忠 男 君

7番 高 野 要 君

両名を指名いたします。

日程第3 監査委員の選挙

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第3、監査委員の選挙を行います。

本件は、監査委員1名が欠員となっているため、組合規約第10条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

監査委員に、石井旭君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました石井旭君を、監査委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

石井旭君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

石井旭君からご挨拶をお願いします。

○監査委員（石井旭君） ただいまの、ご指名をいただきました、小美玉市の石井旭でございます。何分にも不慣れではございますが、大役を果たしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

日程第4 議案第1号

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第4、議案第1号・平成29年度湖北環境衛生組合一般会計予算についてを議題といたします。

直ちに、管理者からの提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 平成29年第1回湖北環境衛生組合議会定例会の開会に当り、議案の説明に先立ち、平成29年度の組合運営に関する所信の一端を申し述べ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、当組合の事務事業費は、9割が構成市の負担金で賄われており、各市とも、厳しい財政環境のもと、今後、施設の稼働率及び使用率が減少していく反面、設備類は年々機械的摩耗が進行していくことから、今後は施設の機能低下速度を少しでも抑制し、廃棄物処理施設に求められる性能水準を維持しつつ、将来を見据えた運営が必要不可欠となっているところがあります。

そのような状況にあつて、当組合の事務執行のあり方が問われ、予算編成に当たっては透明性の高い公金の取り扱いを基本といたしました。

特に、平成28年度予算において予備費に回していた部分を、委託料と地域振興助成金とに分け見える化を進め、構成4市の市民に対し十分説明責任を果たせるよう改善を加えました。

言うまでもなく、当該施設は市民にとってなくてはならないものであり、施設と共に生きる周辺地域に対しては、地域の皆様と手を携えて良好な生活環境を保全していくことが肝要であります。

周辺環境の保全と予算の見える化に配慮した点が、今回の改善点であり、予算執行にあたりましてはこれまでの反省点を踏まえ、地元の方々と膝を交え意見交換をし、新しい時代に即した地域づくりを共に目指してまいりたいと考えております。

それでは提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第1号・平成29年度湖北環境衛生組合一般会計予算について。

本件は、予算の総額を、659,273,000円といたすものでございます。前年度より1,681,000円の増(0.3%)でございます。歳入歳出の款別内訳として、最初に、歳入の内訳につきましてご説明申し上げます。分担金及び負担金642,161,000円・前年度比11,960,000円の増(1.9%)、使用料及び手数料6,847,000円・前年度比305,000円の減(-4.3%)、繰越金10,000,000円・前年度比10,000,000円の減(-50.0%)、諸収入265,000円・前年度比26,000円の増(10.9%)でございます。次に、歳出につきましてご説明申し上げます。議会費1,524,000円・前年度比11,000円の増(0.7%)、総務費24,319,000円・前年度比808,000円の減(-3.2%)、衛生費388,624,000円・前年度比4,082,000円の増(1.1%)、公債費243,506,000円・前年度比4,000円の減(-0.1%)、予備費1,300,000円・前年度比1,600,000円の減(-55.2%)といたしました。なお、一時借入金につきましては、借入れの最高額を昨年度と同額の20,000,000円といたしました。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に記載のとおりでございます。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(岡野孝男君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

まず最初に、一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

7番・高野要君

○議員（高野要君） 7番高野でございます。通告に従いまして何点か質問させていただきま
す。

まず第1に臭気についてでございます。まあ悪臭についてということが正しいかもしれませ
んが。湖北環境衛生組合、旧柏山プラントは、プラント稼働以来44年間、臭気、悪臭、卵の腐
ったような匂いで、この地区は大変迷惑をかけられてまいりました。現在のプラントの同意
において、臭気の問題がたくさん語られましたが、問題ない、新しいプラントは膜方式、そう
いった形の中で匂いについては問題ありません、皆さん地域の方々は、これで匂いから解放
される、と思い同意したわけでありましたが、現在は10年、14年ですか、経ちまして、まあ機械
の老朽化もあるんでしょうが、以前よりひどくなり、周辺地域では大変困っている状況にあ
るところでございます。地域の方々も、契約、前覚書を交わした横田市長が語っていた、迷惑
施設は地域とともに、いうことの約束もあり、我慢を、我慢に我慢を重ねてまいりましたが、
一部議員の住民に対する誹謗中傷、また管理者の見て見ぬふりする無責任さに対し、私も地
元の委員長とお話しましたが、これ以上我々は我慢する必要はない、悪臭についても即取り
除いていただく、こういったことをきちっとしていただければならない、という見解をお伺い
してまいります。また、現在この地域は農業が盛んであります。東大橋の曲松地区の藤枝い
ちご園が、今年茨城県で、茨城県のいちご品評会で1位に入りました。これは石岡の、石岡市
における誉、快挙でございます。石岡市に辻のいちご団地に次ぐブランドの誕生であります。
藤枝いちご園は、数年前から観光いちご園を考え、取り組み、経済部の協力を得ました。農道
の舗装等々も進めてまいりました。しかしながらどうでしょう。プラントのこの冬場の悪臭
がネックとなり、いちご狩り等の集客が出来ず、現在出荷のみで、いちご狩りの、この奥さん
と始めた夢が今中断しております。また最近、藤枝いちご園でいちご作りを学び、辻の団
地に負けない団地化を図ろうという若い人の動きも見えております。しかし、この悪臭が地
域おこしに繋がらないわけでありまして。そこで、ここで市長にお願いでございますけども管
理者に。もう40年もこのような匂い、今までこの住民は何かといいますと我慢をしてきた
んです。臭気がないわけじゃないんです。このことに対してきちっと結論を出すべきじゃな
いでしょうか。私は機械の内部については見ておりませんが、今匂いはちゃんと消せるんで
す。そういったバグフィルター、そういったものはお金があれば出来るわけでございます。
しかし本来そういったことを本当にやっているのか、私は今疑問を感じております。やはり
44年間、半世紀に亘る地元の協力に対して、もうお金ではない。きちっとこの臭気を取り除
くべきだと思います。この件につきましては、このいちご園の社長さんである藤枝氏から何度
もこちらに抗議がきているかと思っております。この件につきまして管理者の見解をお伺いたし
ます。この臭気は、何度も繰り返しますが、絶対がない、ということでの建設の同意であります

から、その辺のところを踏まえて、今日地元の方も来ておりますから、きちっとした答弁を賜りたいと思います。

2点目になります。このプラント建設時の約束でございます。もう首長さん管理者さんも変わられてきてね、忘れていたのかな、私は思っております。しかしながら、地元の人たちは忘れてはおりません。どのような約束か。まあ一問一答でねやろうと思っていたんですが、一括方式だということでございましてね、まあ一問一答の原稿でございまして、思うような質問にならないかとは思いますが、この約束はね、8つございます。臭気の迷惑は掛けない。土曜日の搬入禁止。バキューム車の架装。周辺道路の整備。集落内のバキューム車の乗り入れ禁止。地域への肥料の優先対応。清掃委託。38年間、永年であります。耐用年数いっぱいということであります。そしてこの施設の上部にございますが、公園。この公園をですね、きちっと整備し開放し、そして子どもたちが夏にはカブトムシ等に戯れることが出来るような、そういう公園にします、子どもたちが楽しめる、そういったことを時の副管理者は申しております。誠に同意前は、このようなすばらしい、まあ、ことが語られてたわけでありまして。私もこれを見ると、本当にどれだけが行われているのか。13年間これについては何も語られず、臭気、車の乗り入れぐらいでまいります。道路の整備、そういったことはもう忘れてしまってるんです。しかしながら約束は約束です。そこで管理者にお伺いしますけれども、この約束、今後どうするのか。もう13年ですから時効ですか。反故にしますか。それとも取り組みますか。今管理者の皆さんは、この地域に対して、草刈りが安いとか高いとか言ってる、そういう方がおります。しかしながらそういった対応は何もしてくれない。本来は、議会で決まっていることは管理者にも関係があるんじゃないんですか。高い安い、お金を払っているのは議会ですか。違うはずですよ。しかしながら見て見ぬふりでございます。この、今述べました8項目、これを守らなければ本来は、同意の条件ですから、私は出て行ってもらうべき、そのように考えるわけでございますけれども、管理者見解をお伺いいたします。

それとですね、まあ3点目。覚書に基づき行なわれている清掃業務について、委託料についてですね、いまだに色々言われております、地元の住民、地元の住民は何も悪いことない。地元の住民は行政の言われるままに判を押し、そして指導に従い今日に至っているわけでございますが、なぜか地元が不当な、不正な行動を行っている、そういった方々がおるわけでございます。そこでですね、私ももうこのようなことね、構ってても仕方ない、言っているものはどうしようもない、そういったことで弁護士さんにもお話は聞いてきました。そこでですね、今泉管理者との見解、私との相違があるかもしれませんが、法的効力についてお伺いして参りました。これは覚書の名称であっても契約書であると言っております。そしてこれが契約書であれば一方的に取り消すことは出来ないはずとのことであります。これは法律の解釈で、民法でも規定されているものであります。従って双方は契約書と言える覚書に沿って

義務と責任を履行する必要がある、の見解を聞いてまいりました。従いまして、今この地区の人たちが、草刈り業務委託を受けて行なっていることは、法的には問題がないわけでございます。これに介入している議員、その他の方々に問題があるわけでございます。そこで、今泉管理者にお伺いしますが、今泉管理者はこの、今述べましたが、この委託契約についてですね、問題があるとしているの、今泉市長も、規約については問題がある、規約など何も言われる必要はないわけでございますけども。そういったことでまあ色々時間をかけておりますけども、この柏山浄化プラント対策委員会、13年何事もなくやってまいりましたが、ここ1年は酷い有様であります。この件について終止符を打つ意味でも、今泉市長の見解を求めるものでございます。

それとですね、これは下世話な質問になります。以前ですね、この地域の方と今泉市長のところを訪ねたことがございます。そういった中でですね、今泉市長から規約のことでね、私たちは出す必要がない、というようなこととお話したかと思いますが、その時に今泉市長はですね、規約は提出するというを議会で賛成された、議決された、あなたはそれを知らないんですか、私に何度も詰め寄りしました。そしてそれは副市長も副管理者も見えております。その件についてですね、私も議事録しっかりと読ませていただきましたが、無いんです。そして市長はですね私だけではない、市民の方に、あなた方は傍聴者で来ているんですねと。傍聴者で来ている以上何ですかね、何と言いましたかね、あなた方は覚えているでしょうと。まあ興味とかそういったことを持って来ているわけですから、知ってるでしょう、というようなことを強く詰め寄りしましたが、今泉市長ねこれ個人的なことになっちゃうんですけど、こういったことはね議事録に無いんですよ。ですから私には結構ですけども、市民に対してねそういったことを平然としてね言うということは、やはり管理者としてね私はね資質が問われるんじゃないかと思うんですね。そういうことを思っていたとしてもね、十分ね自分でその時は議事録も持ってましたよね、私にバックしたやつをあげますと。読んで聞かせますかまで言いましたよね。しかしながら市長無い、管理者無いんですよこれ。これどこにあるんですか。その件についてもですね、お伺いしたいと思います。

第1回目以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・飯田君。

○事務局長（飯田修久君） 私からご答弁いたしたいと思います。

まず、臭気対策についてでございます。ご質問の臭気対策につきましては、従前より地元、周辺地元の皆さま方のご意見に耳を傾けながら、対策を少しでも講じてまいりました。法的な措置といたしましては、悪臭防止法の規定により風上風下の敷地境界点2か所を年4回、煙突の1か所を年に2回測定しています。測定結果につきましては、開設以来恒常的な環境基準以下となっております。しかし、場所によっては匂いがあるとの連絡もあり、施設周辺13か

所を職員の嗅覚により測定を毎月行っているところでございます。また、機器の運転においても、具体的な対策といたしまして、燃焼温度や風量風速の調整を行うなど、運転方法に工夫を加えまして、匂い対策を行なっているところでございます。さらに、農園の来訪者の多い時間帯の運転を変えられないか、との要望があり、汚泥焼却時間を2月より14時から22時に変更して試行運転をしているところであります。これにつきましては、委託時間の延長が加わり、月60万ほどの費用を追加して臭気対策を行なっております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、現在のプラント建設時の約束についてお答えいたします。現在のし尿処理施設、当石岡クリーンセンターは、平成14年度から16年度の3か年事業で建設されております。ご質問の建設時の約束については、汚泥再生処理センター整備事業に伴う助成と考えております。これは柏山浄化プラント対策委員会が提出した要望書に基づき、当該事業が存続する期間の環境整備費として、3つの地区に一括交付したものです。助成金の額は、東府中地区に2370万円、東大橋地区に1300万円、行里川地区が600万円の合計4270万円でございます。なお、柏山浄化プラント対策委員会は、東府中区、行里川地区、東大橋地区の代表者が会議において合意し、3地区の良好な生活環境保全のため、設立したものでございます。

続きまして、覚書についての1つ目、清掃委託業務で地元と問題があるかでございます。清掃委託業務でございますが、石岡クリーンセンター敷地内の草刈り及び立木の枝剪定などを覚書に基づき、地域で組織する団体と契約を交わし行なっております。しかしこの契約方法に対し、2度の住民監査請求がありましたが、その監査結果を不服として損害賠償請求住民訴訟が提起され、現在係争中でございます。当組合といたしましても、この裁判の結果を待っている状況でございますので、問題があるかについての問いの答弁は控えさせていただきたいと存じます。このような状況でございますが、地域の皆さまのご理解・ご協力があつての施設と考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、規約を請求しているが求める法的根拠は何か、でございます。議員ご質問の、規約を請求しているが求める法的根拠は何か、は清掃業務委託契約に関連しての質問かと存じます。規約はその団体の中で協議して決めた規則であるものと私は、私ども認識しております。業務委託の契約において、規約を提出しなければならない法的根拠でございますが、係争中で、係争中であり調査中でありますので、答弁については控えさせていただきたいと思いますが、平成28年第1回定例会において、管理者が組織規約の確認と答弁しておりますので、それに沿ってお願いをしているものでございます。

最後に議会において規約の提出を議決したと管理者は言っているのは事実かでございますが、議員ご質問の内容については、平成28年第1回湖北環境衛生組合議会定例会の高野議員さんの質問に対して、管理者の答弁した組織規約の確認を行う、と述べている部分のことと思

われますが、議案そのものではありませんが、質問事項に対してその説明の答弁であります。管理者の答弁は、予算についての考え方及び方向性を示すものであり、議案が承認されたことによりその考え方、方向性に賛同されたものと私ども理解しております。

以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） まず、臭気対策についてお答え申し上げます。ただいま事務局長から答弁ありましたように、臭気対策と致しまして、機器等の運転方法、また試行的ではございますが、運転時間の変更をするなど対策を講じております。

そしてプラント建設時の約束でありますけれども、これにつきましては環境整備費ということで、建設時において一括交付しておりますけれども、その時の要望を受けてそれに対応したものであります、と同時に、その後平成18年6月7日に締結した覚書、これについてもその約束に対応したものでございます。

それから覚書についてであります。清掃委託業務で地元とは問題はあるのかということでもありますけど、まず清掃委託業務と地元との関係を申し上げたいと思います。これは平成18年6月7日に締結した覚書に始まるものでございまして、以後委託内容の追加と委員長交代時の変更を経て、平成27年10月25日の石岡クリーンセンター自然広場の管理に関する業務委託が直近の締結となっております。そもそも、旧施設跡地である自然広場を地元で管理し、施設周辺の環境保全に資するために地元3地区で構成する柏山浄化プラント対策委員会がその任を引き受けたものであります。清掃委託業務にはそのような目的があり、本来湖北環境衛生組合が配慮すべき周辺環境の保全の意味合いも含まれております。いわばこの事業は組合と地元の協働という理想的な関係から継続してきたものでありまして、両者の連携にはいささかの不具合もありません。しかし、その在り方に問題はないものの、公金を取り扱うという意味から課題についてはあると思っております。公金の支出の対象である柏山浄化プラント対策委員会の組織が、現在どのようなものであるかを負担金を支出する4市に、ひいては4市の市民に明快に示すことが出来ないことが挙げられます。今のままでは発足当初と変わらない任意団体に対し、公金の支出を続けなくてはならず、他の法人格を有する地域団体の例とは社会的認知度や組織に対する理解度も大きく異なることとなります。私は1年前、この席で同様のことを申し述べました。公金の取り扱いにおいていささかの疑義があれば、委託先も委託元もともにいらぬ誤解を受ける可能性がある。それを回避するために組織の目的と構成を明らかにし、向かうべき方向を明確に示すことが重要だと思っております。任意団体においては、代表者個人が課税の対象となったり、財産の取り扱いが複雑化したり、不都合なことが生じてきます。そのためにも、最良なのは法人化を目指すことと思っております。今はそれに向けての階段を一步一步上がっていく時期で、その一過程としての組織の規約の必

要を述べてまいります。どうか地元の皆さまにおかれましては、私の言う意味をご理解頂き、1日も早い任意団体からの脱却、法人化へ向けての一步を私どもと一緒に踏み出してくれることを願うものであります。そのことこそが、課題解決への最善の道であり住みよい地域を子孫へ残し伝えることにも繋がります。再度申し上げますが、地元との関係に問題はなく、むしろ良好な地域環境を作るための前向きな課題がそこにあると言えます。

次に、規約を請求しているが求める法的根拠は何かとのご質問ですが、規約の請求は透明性の高い公金の取り扱いを目指すものであります。組合としてはその改善の一環として、昨年から行ってきたものであります。もとより、柏山浄化プラント対策委員会は、施設の周辺環境の保全と生活環境の向上を目指して結成された公益性の高い団体です。長い歳月の中では、構成メンバーも役員も変わり、その人数も変化することでありましょう。内容と人用が変わるのが団体でありますから、それらを規定するのが組織の規約であります。それが無い団体は、残念ながら何を目的としたどのような集団かを第三者が理解することは難しく。

〔「何だ、集団というのは。言葉考えろよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 静かにしてください。

○管理者（今泉文彦君） 公金を受け取る団体としては最善の形態ではないと思っております。つまり、多くの市民に理解され支持される確かな団体とは、法的根拠以前に社会通念上においてその目的と内容が認識できる組織であるということと捉えております。組織は人の集合体ですから、長年の間には向かう方向も変わることがあります。それを規定するのが組織規約であります。公金の取り扱いにおいていささかの疑義があれば、委託先も委託元もともにいらぬ誤解を受ける可能性があるわけですから、日頃よりお世話になっている地元の皆さまのためにも、規約は不可欠と強く申し上げるものでございます。

3番目の規約の提出を議決としたと管理者はしているが事実かということではありますが、先ほど事務局長の答弁のとおり、一般質問の答弁の中で予算案の方向性と趣旨を説明し承認されたことにより、規約の必要性は理解されたものと考えております。

以上です。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野要君。

○議員（高野要君） 名答弁ね、ありがとうございました。長々とね頂きました。本当にすべてが今市長が語ったことでよろしいんでしょうかね。一施設だけの問題を考えているととんでもないことになりますよ。じゃあよその施設はどうなんですか、これから申しますけど。まずはこの臭気についてね、ご質問させていただきます。本当に40年間ですな大変ここでお世話になりまして、非常に匂い問題で、はい事務局長聞きなさい。あなたは今ね、うん、その大した匂いではないというようなね見解かと思えます。しかしながらどうですか、藤枝さん何回来てますか。あなた言ってんじゃないですか、自分で臭いつて。それがあれですか、ここ

に来て答弁に立つと臭くないんですか。一貫してくださいよ。地元の人はいくら頼ってんですから。なんかバグフィルターもついてないっていうじゃないですか。そういったこともきちっとしてね、そういうね答弁が出来るんですよ。安易に語ってるんじゃないですか、農家の人に。実はバグフィルターがついてないんですとか。それは議会で議決してもらわないとつけられないんです。みんなどんどん不安になるでしょうに。匂いがしたら対策を講じなければならぬだけなんです。それをどうですか。大した匂いじゃない。あなた毎日歩いて見えますか。匂い嗅いでますか。以前のね局長はね、田んぼ歩いてましたよ。あなたそういうことしてますか。残念ながら見たことありませんよ。きちっとしたデータあるんですか、臭くないというような。困ってるんですよ、皆さんが。対策の話をするんならいいけども、まわれる対策もないんじゃないか、そのような話をしたらまずいんじゃないですか。後でデータくださいよ。データよりね、嗅覚だっかっていましたよ。人がそこに住んでるんですから。その人のね、本来住民のことを考えてね、そういう局長であれば皆さんとね、対応してまいりたい、少しでも悪臭を消したい、そういうのがあなたの答弁です。とにかくこれね、2回目で質問終わりでしょうけど、この匂いの問題解決してください。匂いの問題解決しなければここ出てってください。私はそう思います。匂いですよ。毎日ですよ。大体にね、昼からね稼働時間を変えたとかそういったこと言ってること自体が認めてんじゃないですか。この件についてはね、藤枝さんもね本当に今いちご真剣に大きな投資をしてやっています。しかしながら、観光いちご園は出来ない。田んぼの人たちもわざわざ臭い匂い嗅ぎながら米作る必要ないですよ。匂いなんか肥料にならないんです。その辺のところね、理解してねきちっとやってください。管理者に再度質問を求めます。

次のですね、プラント建設時のね約束、今泉管理者あんたいなかったですよこの時ね。それで皆さんと協議して約束したこと、これはお金払って済んでんだ。とんでもない話ですよ。もとの議事録読みなさいよ。横田市長のどこ行って聞いてきなさい。なんでもいい、おっつきのいい話であれば、そういうもんじゃない。これは8項目あります。しかしながら13年間、匂いくらいであと誰が何言いました。誰も言わないでしょ我慢して。どこにこれがあるんですか市長、管理者。この8項目、もらった一時金に、環境整備費に、これが入っているという書面ありますか。時の阿部副市長に聞いてきてください。何回も何回もヒアリングしてますから。おっつきのいいことじゃだめなんです。知っている人もおりますから。副管理者の島田市長さんは、知ってるんじゃないんですか。聞いたらいいいじゃないですか。地元に来て聞きなさい。どういうことなんですかって分からなければ。この8項目についてもね、それそんな環境整備費いただいたものには入っておりませんから。よく調べてね、そういうことを言うのであればこれについて即対応してください。私もそう思いますよ。私も地元の人間です。少しでもお願いしたい。皆さん今日言っていました。少しでも履行してもらってくれよ。そ

りゃああなたの答弁は、履行しなくてもいいちゅうことでしょ。お金は払ってる。とんでもない話じゃないですか。再度答弁してください。そんでね、こういうこと出来なければ今泉市長ね、もうあと、今泉管理者ねあと10年、大体ね新しい所に作る時には10年前からかからないと、用地の取得から、周辺同意、そういったことが難しいそうですから。あと10年後にはここをね、今泉さん管理者やってないでしょうけど、そういったこともねきちっとね、管理者会議で話しといてくださいよ。今泉管理者は、産業廃棄物六法ちゅう本を読んだことございますか。こういったとこのですね、周辺整備に対してはね、何条でしたかね。特段の配慮をしなければならぬちゅう法律があるんです、定めが。だから何をしろというんじゃないですけど、話がしたことぐらひはきちっと遵守する義務があるんですよ。この辺はきちっとするべきじゃないですか。再度ねこれ検討してね、その環境整備費に入っているのかどうか。入っていると言うのであれば、書面をもってねお願いしたいと思います。議長に申し上げます。この件に関しては書面をもっていただけるよう取り計らいをお願いいたします。

○議長（岡野孝男君） 取り計らいいたします。

○議員（高野要君） よろしくお願いいたします。

次のですね、まあ、覚書についてはですね、一定の理解を頂いたのかなというふうに思いますけども、その付帯についてですね、お金の使い道それがどうか。公金である、公金はね、管理者、あなたたちの下にある時は公金なんです。しかしながらどうですか。一般市民の手に渡った時は公金ですか。書いてあります。以前の議会でね、事務局長がいましたけども、私どもの手を離れたら、その労働の対価でありますから、これは補助金でも助成金でも交付金でもないんです。平米いくらで草刈りをやって、その対価なんです。これが地区のこの地域の住民か、それともシルバー人材の人たちか。それだけの差なんです。シルバー人材頼んでいた時に、内容について求めておりましたか。あまりにもね、好き勝手な答弁はまずいですよ。この地域で皆さん暮らし、そして少しでも皆さんと協力し合ってやっていきたいという気持ちでいるわけですから。それをあなたは真っ向から否定してんじゃないですか。お金はやるけど使い方に問題があると。給料でもそうです。報酬でもそうです。もらった以上は使うのが。1つ1つ報告する義務なんてないよ。法的にそういったことございますか。ちゃんと議会で局長が述べてたじゃないですか。今それを覆した答弁なんですよ。私はそれ以上止めません。

それでもう1つね。まああの、局長がね言っておりましたけど。いいですか、議案と一般質問の差ぐらい覚えておきなさいよ。そうでしょう。一般質問に、一般質問で議決があったなんちゅうことはねどこにもない。議案であつたら分かります。その辺のところもね精査して答弁してください。その辺のところね、分からないんだつたらちよっと重すぎるんじゃないですか、言葉悪いですけど。私と以前話してた時にはあんたそのように述べてましたよね。

ただでなんで答弁になったら急に変わるんですか。そういったことは私はまずいんじゃないかと思えますよ、一貫性がないと。私も今驚いているんですけど。そういった答弁は一貫性をもってやってください。私も傷つきますから。まあこの件に関しては、我々本当謝罪して欲しいですよ。これ市民に対しても行っていることですから。あんたたちは傍聴者ですから、そんなこと覚えてるでしょう。そういったことはね、まずいことです。

それとですね、他の今法人化した、団体のことを話しましたね。んじゃその法人化した団体は完璧ですか。私もきっちり調査しましたよ。大きな問題出てきますよこれ。そういう話をされるんだと思って、私はちゃんと調査しました。ねえ、これ契約に大きな問題があんじゃないですか。いかにもあたかもね、法人化したところが正しいんだと、というようなことを話しております。細かいことは話しません。いずれね、お話しする時期がくるでしょう。法人化していくことが正しい。法人化してないところがおかしいんですよ、法人化してるところがここよりおかしかった時どうするんですか。今口から出したことは、議事録に残ってるんですよ。やはり答弁はですね、きちっとね精査して答弁して欲しい。自分が正しいんじゃないんです。自治法、法律が正しいんです。その辺のところをね、きちっと理解して欲しい。法人化が、再度お伺いしますが、法人化することによって、150万この金額で、これから1,500万に増やしてくれますか。増やしてやるのが出来ますか。むしろ地元の人たちに、もうお止めになってくださいとお話した方がよろしいんじゃないですか。芝刈りを半値でやって、それで法人化にきなさいとか、言語同断。言ってることの意味が私には分かりませんよ。1,500万も2,000万もあるんであれば法人化もよろしいでしょう。しかしながら、もうあとの、7年経つと110万になるんですよ。なぜ法人化にする必要あるんですか。よく精査してね、自分で答弁すればいいっちゃうもんじゃない。答弁は納得して頂けるような答弁をしてくださいよ。私もこの地元の住民です。本当に、若い時からここで育ちました。島田管理者ね、副管理者は1番知っていると思いますけど。今のこのような立派な施設じゃない。穴を掘って、間に合わない埋めてる。以前新治さんでね、村長さんの時にやってましたけど。おんなじですよ。そういったことをここでやってたんです。そういったこともね、みんなね我慢してきたんです。協力しあって。そういったことをね、喉元過ぎてね、立派になれば今度は誹謗ですか。大丈夫、まあ今ね、お伺いしたこと再度答弁できるものは答弁してください。出来ないものは結構です。今後もまた色んなことございます。今言われた法人化についてのことについては、今私も勉強しています。他の組合についても私も調査してますんで。きちっと市長に見解を求めます。大きな問題になりますよ。これだけはお話申し上げておきます。

再度答弁を頂いて終わります。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・飯田君。

○事務局長（飯田修久君） 2回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、臭気対策でございますが、藤枝様との、2度ほど行き会いまして、当面どういうふうな形がいいのか、そういう風な中で、まあ時間、まず時間をずらさせていただきますという事で、試行運転を行った、行っている経緯でございます。対策といたしましても、当組合といたしまして、出来る限り行っているという状況ということでご理解頂きたいと思っております。

〔「ご理解ではないよ。」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（飯田修久君） また、現プラント建設時の約束につきましては、高野議員さんのご質問にありましたように再度よく調査したいと考えております。

続きまして、清掃委託業務での地元との問題があるのか、ということでございますが、当組合といたしても裁判中、係争中でございますので、それを待っている状況でございますので、問題があるのかとのことについては答弁を控えさせていただきますが、このような状況でもございますし、地域の皆さまのご理解ご協力があつての施設と考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと存じます。

次に、規約を請求してるが求める法的根拠は何か、でございますが、これにつきましても先ほど述べさせて頂きましたが、平成28年第1回定例会において、管理者が組織規約の確認と答弁しておりますので、それに沿ってお願ひをしているものでございます。

最後に議会において規約の提出を議決したと管理者はしているが事実かということに、私も何度かは聞いておりますが、これにつきましては、管理者の答弁につきましては、予算編成の考え方、方向性を示すものであり、議案が承認されたことによって、その方向性や考え方も賛同されたものと私は理解はしております。ただ一般論と致しましては、質問に対しての説明、これが、会議録となったと言われている一般論でございますが、その説明、説明があつてまあ、承認、まあ議決に至った、という風に理解しております。

以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 質問項目については今事務局長が申し上げた通りでございますけれども。全体として、当施設の使命としては、周辺地域に対して良好な生活環境を保全していく。地域と共にやっていくというものがあるかと思ひます。

以上です。

○議長（岡野孝男君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

次に議案に対する質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

始めに、4番大槻勝男君。

○議員（大槻勝男君） 4番大槻勝男でございます。通告書に基づきまして議案の質疑をさせていただきます。議案第1号・平成29年度湖北環境衛生組合一般会計予算について議案質疑をさせ

て頂きます。予算書11ページ、款衛生費・項清掃費・目施設管理費の13節場内清掃業務委託料150万円が計上されています。この委託料は、平成28年度一般会計予算では、管理者から内容の精査を行いたいので予備費に措置をすると説明がありました。ところが、内容の精査がきちんと行われないうちで、予算の余剰金が生じたとの理由で、6月に柏山浄化対策委員会との間で委託業務契約が締結をされました。契約締結は、場内清掃業務委託金額が他の事例に比べ非常に高額である点などを指摘する住民監査請求の審査結果が出た翌日であります。監査請求の審査中にも関わらず、契約事務を担当した管理職員は、委託業者との間で何度も契約に向けた交渉をしており、公務員としての公平、そして公正さはみじんも感じられません。さらに、この契約は、石岡市の事務決裁規定では管理者まで文書決裁を行うべき案件であります。管理者は文書決裁をしていません。にも関わらず、業務委託契約を締結しています。また財務規則からみても、随意契約要件を満たしていない中で、随意契約がされています。これらは管理職員が、財産運営のルール及び決裁規定、さらには財務規則を全く理解していないことによる不適切な事務を行った結果ではありますが、その清算は今現在全く行われていません。こうした点を踏まえて質問をいたします。

1点目。今回提案された場内清掃業務委託料は、昨年契約したようなやり方で契約する考えなのか伺います。

2点目。昨年度の場内清掃業務委託契約の在り方。法や規則に適正であったのかどうか、事務方の認識、そして管理者の認識をそれぞれ伺います。この認識次第では、今回提案も同じ過ちを行う可能性がありますので、確認をいたします。

3点目。昨年行われた不適切な事務手続きによる委託は、当初、管理者が予備費の措置として予算提案をされていますが、今回は場内清掃業務委託料として、具体的に予算措置をされている理由について伺います。

次の質問に、質問項目に移ります。施設管理費に予算案、提案されている地域振興助成金50万円であります。

1点目。どのような目的で、誰に助成をするのか。その時期や金額、補助率そしてこうした活動をするので助成してほしいというような要請があったのか伺います。さらに、公金である組合予算からそうした目的に支出出来る根拠、法令も併せて説明を願います。

2点目。助成金は何らかの活動に対して助成するという性質のものであり、返済の義務はないと思います。ただし、公金を支出する以上、組合が助成対象とする活動を行うこと、助成金の使い道が組合の利益に繋がること、助成金がどのように使われたのか、助成金を受けた団体等は説明責任が伴うこと。公序良俗に反する行為をする恐れのある方、あるいは公序良俗に反する行為をした方が所属していない団体などであることなどの一定の縛りが必要だと思います。こうした縛り、ルールを明文化してあるのか伺います。

3点目。地域振興助成金を支出することで、湖北環境衛生組合の事業がどのように変わるのか、その意義はどのように確認するのかを伺います。

4点目。助成金の補助率が1/2のように活動した行為の何割かを助成するという内容であればいいと思いますが、定額補助した場合にその用途が不明確でない場合や、使用しなかった場合、返金を求める考えがあるのか伺います。

はい、1回目終わります。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・飯田君。

○事務局長（飯田修久君） お答えいたします。

まず1点目の契約方法でございますが、契約部分につきましては地方自治法施行令及び石岡市財務規約を遵守して、行ってまいりたいと考えております。

まずまた、2点目。適切であったのかにつきましては、現在、係争中でございますのでそれにつきましても、それにつきましては、適切であったかにつきましてはのお答えは、控えさせていただきますと思います。

また、なぜ予算措置したのかにございますが、石岡クリーンセンター敷地内の草をそのまま放置しておくわけにもいかず、伸びっぱなしにするわけにもいけませんので、環境美化の観点から草刈り業務に要する費用を計上させていただきました。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） では私からは、地域振興助成金についてご説明申し上げます。この助成金については、50万という額を計上しておりますけれども、当組合の環境衛生事業に対する住民の理解と認識を深め、以って周辺地域の生活環境保全及び増進を図るために要綱を作り定めたものであります。その対象となる団体ですけれども、当組合が定めた環境影響地区内における東府中地区、行里川地区、東大橋地区で構成する団体。さらには環境影響地区内で生活環境の保全及び増進を推進する団体。そういったものが条件になっております。さらに助成金の交付対象となる事業ですけれども、地域の生活環境の保全及び増進を推進する事業、コミュニティ及び生活活性化に寄与する事業、生活の安心、安全を促進する事業。そういったものが対象事業というふうになっております。まあいずれにしましても、要綱でそれを定め、運用していくということでありまして、以上です。

○議長（岡野孝男君） 4番・大槻勝男君。

○議員（大槻勝男君） それでは2回目の質問に入ります。

組合は石岡市の財務規則や事務決裁規定を遵守することでありまして、昨年の清掃業務委託契約締結に際しては、これらの規定は守られていません。そして規定に反した不適切な契約事務を行った反省はもちろん、不適切な契約事務を行った管理職員の処分も行われていま

せん。ただいま答弁がありました。平成29年度は職員及び管理者が、公金の支出にふさわしい事業者との契約業務委託金額の適正な積算をどのように担保するのか、伺います。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・飯田君。

○事務局長（飯田修久君） 積算単価の算出ということでございますが、積算単価につきましては、見積もりによる積算単価を基準に設計書などを作成し、進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 次に、7番高野君。高野要君。

○議員（高野要君） 高野でございます。通告に従いまして議案第1号・平成29年度湖北環境衛生組合一般会計についてご質問申し上げます。ページ数11ページになります。款・衛生費、項・清掃費、節・13場内清掃委託料150万について伺います。覚書委託契約によれば、草刈り作業2回で110万円と枝打ち等で、枝打ち、木の伐採ですか、50万円となっておりますが、なぜ平成29年度の予算においては、10万円減の150万円なのか。本来は覚書に基づいての予算であれば、160万となるわけでございますが、この件についてまずお伺いします。あとですね、この今お伺いしましたが場内清掃委託料の内訳ですね。なんかやはり150万になったり160万になったりね、ちょっと分からないような部分がありますので、どのような内訳になってるのかね。あとですね、場内清掃委託料は年3回の作業で、160万円と覚書、また委託契約締結されておりますが、この減額10万円、10万円が減額となっております。本来であればね負担金で各構成市から賄われておるものでございますので、このような永年の継続事業となれば費目に160万円と入ってくるのが本来の姿かと思っておりますが、この不足減額10万円は何をもって充てるのかね、まずお伺いいたします。それからですね、地域振興助成金についてお伺いいたします。今地域振興助成金をお伺いしましてね、私もですね地元の人間としてですね、まあ喜んでいいのか、こんなものもらったらまた大変だというふうにな、困るべきか考えているところでございます。まあ、この地域振興助成金、なんかね、振興助成金という握りがある、言葉悪いですがそのように受け止めるわけでございますが、これはですね、まあこういった予算をするまでにはね、何回のヒアリング、また管理者会議等とお話もあったかと思しますので、この根拠理由について伺います。また地域とありますけども、先ほど地域と申しましたが、これは3地区、3地区ばかりでなくですね、やはりその周辺、そういったこともですね、考えながらやはり私は進んでいったほうがいいんじゃないかと。あくまでもこの3地区に限られますと、どうしてもですね。まあ3地区が何か悪いことやってるようなイメージになってきます。やはり何をやっても不正だというふうになお話しする人もございますので。まあ全くそんなことはございませんのでね。その辺のところをもうちょっと範囲を広げたほうがいいのかなと。またですね、1番大事なことはこういう振興助成金、そうですねこれは労働の対価ではありません。ですからこのようなことをですね、する場合にあたってはやはり地域

のね婦人会とか、そういった色々の草刈りだけではありません、諸々子供会も含めて。そういった方々とのねヒアリング、そういったことがあって然るべきだと思うんですが、その辺のところはどうなのか伺います。それとですね、下世話な質問になりますが、今ここで今泉管理者から50万円、地域振興助成金ということで出ましたが、地域の方々はですねこの50万円、皆さん素直に喜んでると思いますか。一番大切なところです。しっかりとした答弁をお願いいたします。

1回目終わります。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・飯田君。

○事務局長（飯田修久君） 私からは場内清掃業務委託料150万円のわけてお答えしたいと思います。この150万円の算出につきましては、現在契約方法などについて係争中で、係争中の案件でございます。しかしながら、先ほど大槻議員の時にも答弁させていただきましたが、石岡クリーンセンター敷地内の草をそのまま放置しておくわけにもいかず、年2回分を草刈り業務の費用、年2回分を計上させていただきまして、係争中の案件の状況を見ながら判断したいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 地域振興助成金50万円についてでありますけれども。これにつきましては、これまでの、要望の経過を踏まえて、その樹木の伐採等の、有無があったかと思えますけれども。そういった部分の要望の経過を踏まえて、地域団体を対象に考えたものです。いずれにしても、それ、それについては交付要綱で定めてまいりたいと思います。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野要君。

○議員（高野要君） 2回目の質問をいたします。今ねこれあの一、あれですか。150万円についてね、まあ係争中とかそういったことね申しておりましたけど、いいですか局長、よく考えなさいよ。この地区の人たちは、覚書というね、もう契約があるんです。ですから草が生えようが生えまいがこの覚書がある以上ねこの草刈り、あの柏山浄化プラント対策委員会の人たちもこれを理解しなくちゃ、履行しないと契約違反になるんです。分かりますか。一方的にこちらだけの問題ではないんです。委員会の問題だけではない。ですから草が伸びたからやるんじゃなくて、これはね覚書に基づいて、これは淡々とやっていくしかないんです。この覚書が破棄されない以上は、これは止めることは出来ないんです。それが法律なんです。分かりますか。草が伸びたとか伸びないとかねそういうね答弁じゃなくてね、きちっとしたねやはり皆さんにご理解いただけるように。覚書に基づいてこれは進めていかなければなりませんというようね、答弁しないと私はまずいんじゃないかと思えますね。あとですねこれね、今あと38年ちゅうとあと25年ぐらいございますね。えーそれと久保田市長が、契約していったこの枝打ちとか、そういったことに関しましてもあと残すところ7年くらいござい

ます。これは継続事業なんですよ。ですからこれはね、きちっと160万円は予算に計上せねばいかんのですよ。10万円は差金でおっつけんだとかそういうもんじゃないんです。差金が出たものは不要で戻すんです。それが財務規則っちゅうもんでしょ。ねえ、出なかった時どうするんですか。今度は補正ですか。やはりきちっとした永年的なものに関して、継続であるものはきちっとね、費目をつけて予算化するんです。そう思いませんか。ねえ、お金が余りますよ、余るか余らないか分かんないでしょ。物価も高騰する時もありますよ。いつもマイナス思考ばかりじゃないんですから。ですからこういう継続事業に関してはね、きちっとした覚書もあるわけですから、その中できちっと予算化していくんです。去年のようにね、予備費に入れたりね。1日前に予備費に入れたりそういうことをやるから、お互いにね不安になるんですよ。ですから財務規則に則ってきちっとやるべきなんです。分かりますか。10万円でもそうです。10万円だからいいやじゃなくて。事業費ですから。委託料きちっと私は載せるべきであると、かように思います。再度答弁求めます。

それとですね、地域振興助成金。これですね、本当に今市長、管理者から言われましてね、皆さんも驚いているかと思います。40年間の中で、このような地域が何も語らず、その中で配慮をいただいたのは初めてかなというふうに思っております。まあ金額の大小あれ、この気持ちはですね、皆さん受け止めてると思います。しかしながら、今日もこの件についてちょっと時間がありましたから、お話したんですが、皆さんは労働の対価。草刈りをやった分は頂きます。枝打ちをやった分は頂きます。しかしながらこのように財政難でありますから、そういった中でこういう握り金はいらない。それが地元の人たちの考えであります。まあこういった握り金、これも大事でしょう。ねえ喜ぶ場合もあるでしょう。しかしながら、こういった助成金、補助金、こういうのをあげるからこうだとかじゃなくてですね、きちっと今まで約束してたことを、匂いもそうです。そういったことを履行していくんですよ。そうすれば地元はお金なんて欲しがりませんから。今地元で50万円もらってどうするんですか。ですからやはり地元からの要望があって、きちっと目的がある予算であれば結構でございますけども。こういう目的のない、思いやり予算ですか。そういったことは私は必要でない、いうふうに思っております。そしてまた急にこういう予算をつけられると、私も地元の議員でございますけども、地元の人たちもまた何かお金ほしくてやったんだろうとか、こうだろうとね、今泉市長に対してもね足を引くようなことにもなるんです。私もそういうことはお互いに心外でありますから、このような補助金とか、そういう下世話な言葉で言えば握り金。こういったものに対してはですね、慎重に取り組んでいただきたい。この件に関して私の苦言かもしれないですけど、再度答弁を求めまして2回目を終わります。

○議長（岡野孝男君） 会議規則第8条で、会議の時間は午後5時までとなっておりますが、今5時を超えようとしておりますので、あらかじめ会議時間を延長いたします。

事務局長・飯田君。

○事務局長（飯田修久君） 2回目のご質問でございますが、現在その覚書、また契約方法などにおきまして係争中であり、この場でのお答えは控えさせていただきたいと思っております。また、あの150万円ということですが、この算出につきましては今まで刈りっぱなしであったものを運搬するまでの処分費をみましましたので、計2回分、1回約75万円、これを計上させていただいております。その他につきましては、先ほど述べましたように係争中の案件でございますので、その状況を見ながら進めてゆきたいと考えていますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 地域振興助成金の交付に関しましては、地域の環境保全及び増進を図るため、当組合が予算の範囲内において、助成金を交付すること、そういった要綱に基づいて交付するものであります。

以上です。

○議長（岡野孝男君） 以上で通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

〔「議長、修正動議。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 暫時休憩いたします。

午後4時59分休憩

〔石橋保卓君退席・出席議員14名〕

午後5時3分再開

○議長（岡野孝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま5番関口忠男君ほか3人から、議案第1号・平成29年度湖北環境衛生組合一般会計予算に対する修正の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定による要件を満たしておりますので成立いたしました。

ただいまから、議案第1号・平成29年度湖北環境衛生組合一般会計予算に対する修正の動議を議題といたします。

これより、提出者による修正案の説明を求めます。

5番・関口忠男君。

○議員（関口忠男君） 提案理由を述べさせていただきます。歳出第3款衛生費、第1項清掃費、第1目施設管理費において、場内清掃業務委託料150万円及び地域振興助成金50万円を減額し、同額を歳出第5款予備費、第1項予備費、第1目予備費に措置するものであります。本議

案の修正動議部分の場内清掃業務委託料については、本会議において、本議案の上程に際し議案提出の妥当性について質疑を行いました。議案提出者である管理者は、平成28年度第1回定例会において同委託について、委託内容と委託先について精査するとの理由で予備費に措置した経緯があります。その後、議会に説明もなく、かつ内容を十分に精査することもなく予算化の措置が行われずに予算流用を行い、場内清掃業務委託契約を締結しております。これら議会軽視ともいえる委託業務の契約締結と予算執行を行い、さらに内容の精査が十分に行われないのにも関わらず、この度も予算計上が行われたことは、公費のあり方として必ずしも了と認めがたいものであります。さらに、地域振興助成金については、補助金としての性格上、その目的と補助要綱の詳細な詰めが出来ていない上、地域からの要望もない中での予算計上は、公金の執行上大いに問題があると指摘せざるをえないことが、修正動議の理由でございます。議員各員におかれましては、この提案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

以上です。

○議長（岡野孝男君） 以上で修正案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑は挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。

8番・小座野議員。小座野君。

○議員（小座野定信君） これあの提案者に対する質疑でよろしいんですか。

○議長（岡野孝男君） そうです。

○議員（小座野定信君） はい。ご質問いたします。まああの、場内清掃業務委託は、これまた予備費に戻すということなんですけども、そしてこの地域振興助成金、またこれも予備費。それはご説明の中では、その地域振興助成金については、まあ地域の要望もないというご説明でしたが、地域助成金の要望がないということは確認はしているんですか。

○議長（岡野孝男君） 5番・関口君。

○議員（関口忠男君） 小座野議員にお答え申し上げます。この地域振興助成金についてまあ、私は地域からの要望もない、中での。

〔確認してるかどうかという質問です。〕と呼ぶ者あり

○議員（関口忠男君） まあ、問題あるということでお話をしました。それは要望書があつた、地域振興券を、助成金を計上する場合には、申請書のお申し出がないと当然、これは予算計上しないわけでありまして。確かに要望はあつたかもしれませんが、申請はしてないようでございます。以上です。

○議長（岡野孝男君） 8番・小座野君。

○議員（小座野定信君） これ振興券というだったらこれ。

〔違う違う。助成金です。〕と呼ぶ者あり

○議員（小座野定信君） だって振興券ていう今説明ですね。

〔「間違ったんです。間違い。」と呼ぶ者あり〕

○議員（小座野定信君） これ要望，要望が出てからあれですか，あの予算化するんですか。で，私の質問は地域の要望がないという，あったかないかっていうどこに確認したんですかっていうものなんですが，どこに確認して要望があがってないというのが分かったんですか。

○議長（岡野孝男君） 5番・関口君。

〔「いや自席でいいですよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） いやちゃんと。

〔「時間がもったいないから。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） いやいやこれは正式な会議だから。

○議員（関口忠男君） 先ほど申しあげましたように，えー要望がない中での申請を受け付けてないということを聞いております。

〔「どこで受け付けてないんですか。どこで受け付けてないんですか。」と呼ぶ者あり〕

○議員（関口忠男君） 組合で要綱が作ってないんですよ。この助成金の。その中で申請はないんです。

○議長（岡野孝男君） 8番・小座野君。

○議員（小座野定信君） じゃあ立って，正式ですんで。まああの，地域の要望，まあ規約がないということですか。規約がないから助成金の申請を出せないという，まあ助成金であればそういう任意の団体でも，首長また管理者が認めれば出せるという規定はあると思うんですけども。まあ関口議員の説明は，そのような説明でございました。でまたこれ予備費に入れて，まああの先ほどの市長の説明ですと，この地域振興助成金。

〔「あの提案理由についての説明を。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） それはあくまでも提案理由についての質疑でございます。

○議員（小座野定信君） 分かりました，はい。終わります。

○議長（岡野孝男君） 他に質疑はございませんか。

7番・高野議員。高野君。

○議員（高野要君） ではですね，まあ予備費に衛生費を予備費に充当するというところでございますけども，まあこの予備費。これね非常に便利な費目でございますけども。これ今現在ですね草刈りは，草刈りっちゅうかね清掃業務委託。これ覚書に基づいて行っているわけでございますけども。これはあの，私もよく存じないんですが，これは費目もなくなりますし，また予備費に移る。予備費の目的っていうのはねちょっと違ってくるかと思いますので，そうすると，この草刈りといいますか委託業務は，やらない。そのように考えてもよろしいですか。

○議長（岡野孝男君） 5番・関口君。

○議員（関口忠男君） 高野議員の質問にお答えしますが、あくまでも今回は省いて予備費に回すというだけでございますので、その委託料が今後、今年度ないとかそういう答えは私の方からは申し上げるわけにはゆきません。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野君。

○議員（高野要君） 委員長ね。予備費に回すということは、なかなか性格上ね、予備費とは突発的なものでありますから、それを今度急にね160万戻すんだとか、そういったことはなかなか出来ないわけですよ。だから今まで淡々と160万、110万というものが計上されてきたわけでございます。去年は予備費に今泉市長が全額回しましてね。今度はあとは差金でおつつけたというようなお話しておりましたけども。これは継続事業ですから、急にね、今ね、気に入らないから予備費に回すんだとかそういう問題ではないかと思うんですね。これはきちっと費目に載せるべき。それがね、財政上あたりまえの措置なんですよ。ですから私が今質問しているのは、これは費目がなくなるわけですから、それをすぐにまた戻す、いうんではちょっと話がね。別になんでもないものをまた移動するだけです。本来であれば今の、今のままでよろしいわけですね。その辺のところの見解がね納得っていうかね理解出来ないんですね。だったら予備費にしてねまたそれを戻すのであれば、予備費にする必要性ないじゃないですか。予備費ってのは違いますよ。一度予備費に入れたらね、非常事態そういった時に。

〔「議長。それ提案理由の質疑じゃないですよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） あの、質疑なので、修正動議に関する質疑なのでそれを越えた質問は避けてください。

○議員（高野要君） まああのその今の予備費に移した部分ですね、これ、んじゃねどうするのか。戻す考えがあるのかどうかね、そのままなのか、戻すのか。これだけお伺いします。

〔「管理者だもんね。」と呼ぶ者あり〕

○議員（高野要君） だってひとつの考えがなきゃ予備費に入れられないでしょ。予備費に入れちゃったら事業は停滞しちゃうんですよ。

○議長（岡野孝男君） それ管理者に対することなので、今は質疑の。今のはあの修正動議、あくまでも対しての質疑なので。

○議員（高野要君） そこまでの考えを持ってやるべきなんだよ。

〔「提案理由にそんなことは載せてませんよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） それは高野議員の考えであって。他にございませんか。

〔「そんな当たり前のことで騒ぐバカいめえよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。

討論はございませんか。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野君。

○議員（高野要君） 7番高野です。今ですねちょっとね、ご質問申し上げたわけでもございますけども、やはり今回のこれですね、今私何度考えても費目を変えて、それでまたいいんだと。なんか考えるとね、そんな必要性がないんじゃないかと。ここにいる議員さん方ねたくさんおりますけど、費目を変えるだけだったら元に、元でいいんじゃないかっていう気するんですね。それに、その費目が予備費じゃなければいけないっていうことはないわけですよ。その辺のところはね、やはり今までの事業経過、委託の内容、そしてまたそういったことが問題になってれば、係争中でございますから、といったことを踏まえた時に、やはり私はですね、現状のままで予算化することが正しいんじゃないか。覚書というものがある以上、これはどうにもならないんです。皆さんが覚書を破棄すれば別です。しかしながら、地域との覚書がある以上は、例年、毎年ですね、ちゃんと開かれた、費目に、委託業務として入れていかなければならないわけでございます。皆さんこういったことをしっかりご理解ください。

以上です。

○議長（岡野孝男君） 他に討論はございませんか。

8番・小座野君。

○議員（小座野定信君） 私も修正動議の反対の立場での答弁とさせていただきます。まあ今回の先ほど関口議員からまあ事情等をあらかじめ伺いましたが、高野議員がおっしゃる通り、今回のこの案件につきましては、市長、執行部提案の通り可決すべきものと思われま。その理由といたしましては、まずなんといってもこの覚書というのが大きなポイントになると思います。これを執行部側で無視をして、予備費に入れて、この地元の方々に対するお気持ち、ご憂慮をお察しすればこういった行為は決して出来るはずがありません。そういった考慮をしまして、まあこの地域振興助成金という形で、今泉市長も提案なさったのかなというふうに解釈いたしております。まあこの地域の方々の本当にね立場ならば、土浦、土浦市、かすみがうら市、そして小美玉市、もちろんこの石岡市、この糞尿がみんな汲み取りの分がここで処理されている。この精神的な苦勞に対し、我々議員としても本当に感謝すべき場面ではないかなと思います。どうかひとつ、執行部提案の予算のとおり可決されますよう、修正動議反対の立場での討論とさせていただきます。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡野孝男君） 他に討論はございませんか。

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号・平成29年度湖北環境衛生組合一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対する5番関口忠男君ほか3人から提出された修正案について採決いたします。この採決は、起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（岡野孝男君） 起立多数であります。よって、本修正案は案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。この採決は、起立により行います。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（岡野孝男君） 起立多数であります。よって修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第5 平成29年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第5、平成29年度湖北環境衛生組合管外行政調査を議題といたします。

お諮りいたします。本件を実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔篠塚昌毅君、荒井武君退席・出席議員12名〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、本件は実施することに決しました。

さらにお諮りいたします。実施の時期、場所等につきましては、議長において決定させていただきます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日時、場所等が決定次第通知いたしますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

〔小座野定信君退席・出席議員11名〕

○議長（岡野孝男君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は。

〔議長。議長。ちょっとよろしいですか。〕と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） はい、よろしいです。はい。

○議員（市村文男君） 先ほど修正案が可決されましたが、これ今後は、地元との話し合いをきちんとやって、まあ議会側へも執行部側にも事務局の説明をしていただいて、ちゃんと進めていただく、というのがいきなり、そういうのが全然なくて、そのままになってしまいましたので、今度はきちんとそういった成果、あるいはどういう風に決まったかということ報告をいただきながら、地元との話し合いをきちんと進めていただきたい。それらの上で、地域振興策の、そういった部分、きちんと進めていただけるとありがたいんですが、一応要望しておきます。

〔「なるべく早く移転して。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 今の要望を、あの、お願いしたいと思います。

以上で今期定例会に付議されました案件は議了いたしましたので、これをもって、平成29年第1回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でございました。

午後5時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 岡 野 孝 男

署名議員 関 口 忠 男

署名議員 高 野 要